

川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業特定建設工事共同企業体取扱要綱

令和6年5月22日

下北地域広域行政事務組合告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、下北地域広域行政事務組合が発注する川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業（以下「事業」という。）に関し、確実かつ円滑な施工を図ることを目的に結成される建設企業の共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の形態)

第2条 この要綱に基づく共同企業体の形態は、特定建設工事共同企業体とする。

(特定建設工事共同企業体に発注する事業の公告)

第3条 特定建設工事共同企業体に発注する事業については、必要な事項を公告し、当該事業の受注を希望する特定建設工事共同企業体の申請を受け付けるものとする。

(特定建設工事共同企業体の構成員数)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、次のとおりとし、3者以上5者以内とする。

(1) 契約の相手方となる者（以下「代表構成員」という。） 1者

(2) 代表構成員と協力して事業を行う者（以下「代表構成員以外の構成員」という。） 1者以上3者以内

(3) 設計業務に従事する者 1者

2 前項の規定に関わらず、構成員であって、下北地域広域行政事務組合財務規則（平成29年規則第2号）第125条の規定を準用し令和6年度むつ市指名競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）の建築士事務所に登録され、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている場合は、前項第3号に規定する設計業務に従事する者を兼ねることができる。

(特定建設工事共同企業体の構成)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 各構成員が当該発注事業に係る他の構成員になっていないこと。

(2) 各構成員の出資比率が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める比率以上であること。ただし、建築士事務所を構成員とする場合の当該事業者の出資比率は問わない。

ア 構成員の数が2者の場合 100分の30

イ 構成員の数が3者の場合 100分の20

ウ 構成員の数が4者以上の場合 各構成員の均等割とした場合の出資比率の100分の60に相当する比率

(3) 代表構成員は、施工力、施工実績等を勘案して決定された者であって、出資比率が構成員の中で最大であること。

(特定建設工事共同企業体の結成方法)

第6条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(特定建設工事共同企業体の資格審査及び認定)

第7条 特定建設工事共同企業体の資格審査及び認定については、有資格者名簿に掲載されたことをもって行うものとする。

(特定建設工事共同企業体の存続期間)

第8条 特定建設工事共同企業体の存続期間は、次の各号に定める期間以上であるものとする。

- (1) 当該建設工事の契約の相手方となった場合 有資格者名簿の登録の日から当該建設工事の契約の終了日後3月を経過した日までとする。ただし、解散した後においても、当該建設工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は連帯してその責任を負うものとする。
- (2) 当該建設工事の契約の相手方とならなかった場合 有資格者名簿の登録の日から当該建設工事の契約の締結日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。